

農林水産省補助事業

欧州における有機食品規制調査

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

欧州における有機食品市場は、近年急速な拡大を見せている。かつては一部の健康志向の消費者向けであった有機食品だが、現在では、大手スーパー・ハイパーマーケットで気軽に購入でき、学校給食等でも使用される食品となった。有機専門スーパーも急速に拡大している。

市場の拡大に併せて付加価値の指標として広く認知されるようになった「有機 (Organic)」の認証の取得は、対 EU 輸出に際して有利に働くことが多く、有機認証の取得を取引要件とするインポーター・小売業者も存在する。

このため、本報告書では、日本から農林水産物・食品を EU に向けて輸出し、有機食品として販売するために必要な手続きを解説する。また、2017 年 11 月に公表された、有機生産規則の改正内容についても紹介する。本報告書が、有機食品の対 EU 輸出の一助となれば幸いである。

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

パリ事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

目次

1 欧州における有機食品市場の動向.....	1
1-1 有機農業の拡大.....	1
1-2 有機輸入事業者の増加.....	1
1-3 有機食品売上の拡大.....	2
1-4 有機市場拡大の背景.....	4
2 EUにおける有機関連規制.....	5
2-1 EUの有機関連規制.....	5
2-2 有機の定義.....	6
2-3 EU域外からの輸入品に対する有機表示.....	6
3 EU有機商品として輸出・販売するための手続き.....	8
3-1 有機JASとEU有機認証の同等性を利用する場合.....	8
3-1-1 日本側での手続き.....	8
3-1-2 輸送時の管理.....	21
3-1-3 EU側における必要な手続き.....	21
3-2 EUが認定した登録認定機関からEU有機認定を取得する場合の手続き.....	28
3-2-1 対象食品.....	28
3-2-2 登録認定機関.....	29
3-2-3 申請手続き.....	30
3-2-4 注意点.....	31
3-2-5 輸出時に準備する書類・輸送・インポーター.....	32
4 有機に関するEU規則の改正.....	33
4-1 改正における主な変更点.....	34
4-1-1 小規模事業者（生産者）対策.....	34
4-1-2 温室における隔離ベッド（Demarcated beds）栽培の取扱い.....	35
4-1-3 対象範囲の拡大・縮小.....	36
4-1-4 第三国との同等性に関する規制の変更.....	36
4-1-5 有機製品の輸送.....	37

1 欧州における有機食品市場の動向

1-1 有機農業の拡大

欧州における有機食品市場は過去 10 年で大きく成長しており、欧州委員会は「かつて農業分野の中でニッチであった有機農業は、今や EU における最もダイナミックな分野のひとつ」と述べている。

各種統計にもその勢いは表れており、細かい数字こそ統計により異なるが、例えば欧州委員会の資料では、現在、EU 内で有機農産物の生産農地（以下「有機農地」という。）が年間約 40 万ヘクタール拡大し、EU における有機市場の価値は約 270 億ユーロ（3 兆 6,450 億円。1 ユーロ＝135 円として計算。以下同じ。）と、10 年前と比較し 125%増大している¹。

Eurostat によると、2012 年から 2016 年までの 5 年間の有機農地の作付面積は、EU 全体で約 1,005 万ヘクタールから約 1,200 万ヘクタールへ拡大（5 年で約 19%増）している。EU 内の有機農地の規模は、大きい順にスペイン、イタリア、フランスであり、例えば第 3 位のフランスにおいては、5 年間で約 103 万ヘクタールから約 154 万ヘクタールへ拡大（約 49%増）している²。

なお、世界全体で見た場合、IFOAM (International Federation of Organic Agriculture Movements、国際有機農業運動連盟) の報告書『The World of Organic Agriculture』によると、2015 年の世界の有機農地の約 5,092 万ヘクタールのうち、約 45%をオーストラリアが占めており、EU が 25%、南米が 13%、北米が 6%と、その多くがオーストラリアに集中している³。

1-2 有機輸入事業者の増加

有機製品の輸入事業者の割合は、Eurostat によると EU 全体（ただしデンマークについてはデータなし）で 2012 年から 2016 年までの 5 年間に 232%増加している（2016 年は推計値）⁴。

この原因について、フランスを例に挙げて説明すると、関係者の推計では、2017 年度のフランスの有機市場は約 80 億ユーロと前年比 14%増で、有機食品の国内生産の増加

¹ 欧州委員会ファクトシート

https://ec.europa.eu/agriculture/organic/sites/orgfarming/files/docs/body/organic-factsheet_en.pdf

欧州委員会プレスリリース http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-17-4727_en.htm

² Eurostat « Total organic area, 2012 and 2016 »

http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/File:T1_Total_organic_area,_2012_and_2016.png

³ IFOAM « The World of Organic Agriculture Statistics and Emerging Trends 2017 » P.40、41

<https://shop.fibl.org/CHfr/mwdownloads/download/link/id/785/?ref=1>

⁴ Eurostat <http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>、

http://ec.europa.eu/eurostat/data/database?node_code=org_coptyp 2016 年は推計値。

率を上回るとされている。また、フランスは、有機農産物の作付面積は全体の 6.5%と (2001年の1.6%から急激に増加しているものの) 大きくなく、面積当たりの収益率も高くはない。このため、国内の有機生産だけでは供給不足となり、有機製品の輸入が引き続き増加すると見込まれている。また、フランスの保険会社 Coface は調査報告書で、「フランスの有機の消費需要は 2016 年から急速に増加しており、有機食品の輸入も増加している。2016 年において、フランスは有機果実、飲料、香辛料の半分以上、野菜に関しては 25%以上、乳製品ですら 10%を輸入に頼っている。5)」としている。

同様の事象が EU 内他国においても発生しており、急速な有機市場の拡大は、EU 内での有機生産のみならず、EU 外からの輸入を増加させている。このため、欧州委員会は、EU 内・外で生産された有機製品の品質の統一、輸入品のトレーサビリティの強化等を目的として、2017 年に有機関連規制を改正した (詳しくは第 4 章参照)。

1-3 有機食品売上の拡大

IFOAM のデータ⁶によると、EU 全体の有機食品の売上 (小売) は 2015 年において約 274 億ユーロ (3 兆 6,990 億円) と、2007 年の約 150 億ユーロ (2 兆 250 億円) と比べ約 82%の伸びとなっている。EU 各国の有機食品市場の規模を小売売上額 (2015 年) から見ると、ドイツが一番大きく 86.2 億ユーロ (1 兆 1,637 億円) と EU 全体の 3 分の 1 を占め、次いでフランスが 55.3 億ユーロ (7,466 億円) と EU 全体の 2 割を占める (表 1)。また、フランスは、2007 年比約 177%増と、EU 平均と比較し倍以上の成長率を見せている。

表 1 オーガニック食品の小売り売上げ額 (2015)

	国名	売上げ額 (100 万ユーロ)	割合 (%)	生産面積 (千ヘクタール)
	EU28 カ国	27,400	100.0	11,200
1 位	ドイツ	8,620	31.5	1,089
2 位	フランス	5,534	20.2	1,375
3 位	英国	2,604	9.5	496
4 位	イタリア	2,317	8.5	1,493
5 位	スイス	2,175	7.9	137

(出典) IFOAM « Organic in Europe »

⁵ Le Figaro « Le marché bio atteint 8 milliards d'euros » 2017 年 12 月 13 日版

⁶ IFOAM <http://www.ifoam-eu.org/sites/default/files/ifoamvis-package/index.html>

また、IFOAM と FiBL（有機農業研究所）は、2017 年の報告書⁷において、世界全体の有機食品の売上げは、2000 年の 179 億ドルから 2015 年の 816 億ドルへと、15 年で約 356%の著しい増加を見せていると述べている。米国の 2015 年の売上げは 358 億ユーロ（4 兆 8,330 億円）で世界の約 5 割を占めて 1 位であり、ドイツ、フランスがこれに続く。このように、売上面では、北米と EU のシェアが大きく世界の有機食品市場の 9 割を占める。アジア最上位は中国で、全体の 6%を占め、売上高約 47 億ユーロ（6,345 億円）となっている。

欧州各国の 2015 年における 1 人当たりの有機食品の年間消費額を見ると、上位国のスイス、デンマークは、それぞれ 274.3 ユーロ（37,060 円）、227.4 ユーロ（30,699 円）と、人口 1.27 億人で市場規模約 1,300 億円⁸の日本と比較すると、消費額がはるかに大きく、生活に浸透していることがうかがえる。

表 2 欧州における有機食品に対する国民 1 人当たりの年間消費額 上位 10 カ国（2015 年）

	国名	国民 1 人当たりの年間消費額 (ユーロ)	生産者数	加工業者数
1 位	スイス	274.3	6,244	—
2 位	デンマーク	227.4	2,991	908
3 位	スウェーデン	197.3	5,709	855
4 位	ルクセンブルク	188	83	79
5 位	オーストリア	177.4	20,976	2,198
6 位	リヒテンシュタイン	171.2	38	—
7 位	ドイツ	116.4	25,078	14,280
8 位	フランス	100.89	28,884	11,842
9 位	ノルウェー	75.7	2,113	358
10 位	オランダ	69	25,078	14,280
(参考)	EU28 カ国	60.3	269,453	55,735

(出所) IFOAM « Organic in Europe »

⁷ IFOAM, FiBL « The World of Organic Agriculture Statistics and Emerging Trends 2017» P.26

⁸ http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/pdf/06_sankou_160201_1_1.pdf

1-4 有機市場拡大の背景

前述のように有機市場が拡大している背景には、「欧州におけるオーガニック食品市場の動向」（2014年3月）⁹にもあるように、消費者の食品の安全性、環境問題への意識の高まりや遺伝子組換え作物に対する抵抗感等によりニーズが増加したことに加え、欧州委員会の農業政策、各国の独自政策による生産者へのインセンティブの付与、EUレベルでのラベルや流通に関する環境の整備等が挙げられる。

また、非有機商品との価格差の減少、スーパー・ハイパーマーケットにおける有機コーナーの常設等により、消費者が手に取りやすい環境が整備されたこと、有機食品の概念が、他のロゴや認定制度の中でも一般消費者に比較的分かりやすいこと等が消費拡大につながっていると考えられる（ただし、非有機商品との価格差は、最近になり、一時期よりも拡大している事例もみられる）。

消費者の「有機」に関する考え方の一例を紹介すると、2015年に実施された Agence Bio（フランス有機農法発展機関）の調査¹⁰によれば、フランス人の82%が有機農法による商品を信頼しており、78%が有機食品を環境問題の解決策と考えている。また、有機農法を、環境と自然、品質、倫理といった概念と結びつけて考えている人が7割以上である。また、最低でも、月に1回有機食品を食べると答えた人は65%で、これは2003年の37%、2012年の43%からさらに増加しており、93%の人は今後6カ月で有機食品の消費を増やすと回答している。

⁹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001677/organic-ldn.pdf

¹⁰ Agence Bio, Baromètre de consommation et de perception des produits biologiques en France, 13ème Edition. 2016

2 EUにおける有機関連規制

本章では、EUにおいて大きく市場を拡大している有機食品について、EU関連規制における定義、EU域外からの輸入品の取扱い等を紹介する。

2-1 EUの有機関連規制

EUにおける有機の認定・管理・流通は、主に以下の3つの規制によって定められている。欧州理事会規則 No 834/2007 が基本的方針を定めており、その詳細を2つの施行規則で規定している。なお、国によっては、有機製品に関して追加の独自規制を設けている場合もあるので注意が必要である。

また、欧州理事会規則 No 834/2007 の改正案が2017年11月に欧州議会によって承認された（詳しくは第4章参照）。本改正により、有機生産に関する基本ルールが様々な面に変更されることとなる。改正規則は、2021年1月1日から適用されるため、その影響について注視する必要がある。

① 欧州理事会規則 (EC) No 834/2007

有機生産と有機製品の表示に関する基本ルール

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32007R0834:EN:NOT>

② 欧州委員会規則 (EC) No 889/2008

(EC) No 834/2007 における有機製品の生産、表示、行政管理方法の詳細について定める規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32008R0889:EN:NOT>

③ 欧州委員会規則 (EC) No 1235/2008

(EC) No 834/2007 における第三国 (EU 域外) からの有機製品の輸入の詳細について定める規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32008R1235:EN:NOT>

(注) いずれも、最新版はリンク中の「Consolidated versions」の最新の日付から見ることができる。

2-2 有機の定義

規則(EC) No 834/2007において、有機生産は、「環境のベストプラクティス、高い生物多様性、天然資源の保全、高い動物福祉基準等を組み合わせた農場管理・食品生産」であり、環境保護、動物福祉、農村開発に寄与し、社会的役割を果たすものとして、位置づけられている。

EU内で生産される食品が有機と認められる要件は、規則(EC) No 834/2007 および規則(EC) No 889/2008に記載されており、主に再生可能資源を使用し、認められた肥料・土壌改良資材を使っていること、遺伝子組み換えをしていないこと、高い動物福祉を順守することなどが挙げられる。

また、生産、加工、流通の全工程が定められた規定に適合しており、それを定められた認定機関により認定されて初めて、有機食品として販売できるとしている。なお、EUにおいて認定が必要とされている「生産、加工、流通の全工程」とは、一次生産から、保管、加工、輸送、販売、最終消費者への供給、輸入、輸出および委託作業までのあらゆる工程が含まれており、日本の有機 JAS が認定を要求する対象よりも範囲が広い。

このほか、当該規則では、EU内で生産され、有機認証を取得した場合は、EU有機のロゴマーク（ユーロリーフ）の添付が義務付けられており、消費者が有機食品をロゴマークにより判別できるようにしている（日本のように EU域外で生産・輸入される場合は任意）。

有機製品の適用範囲（認定を受けられる対象）は、養殖水産物を含めた農業に由来する市販製品、つまり畜産物、農産物、加工農産物、飼料、栽培用種子等となっている（野生動物や養殖以外の漁業製品は対象とならない）。このように、養殖水産物など、日本の有機 JAS の対象となっていない品目について、EUの有機対象商品となっているものがある。

2-3 EU域外からの輸入品に対する有機表示

日本を含む EU域外の国（以下、「第三国」という。）から輸出した食品を、EU市場で「有機食品」として販売するには、以下の2つの方法がある。

1) 同等性の利用

EU域外から有機食品を輸入する際の要件は、規則(EC) No 834/2007 および規則(EC) No 1235/2008 で定められている。

規則(EC) No 1235/2008 内には、欧州委員会が、EUの有機管理制度と同等の管理制度をもっていると認める第三国が記載されており、日本は2010年5月に第三国に追加され

た¹¹。このため、日本の有機認証である「有機 JAS」を取得した食品は、規則(EC) No 834/2007 および規則(EC) No 1235/2008 で定められた条件を満たせば、EU 域内に「有機」食品として輸出することが出来る。なお、これには後述の手続きが必要であり、「有機 JAS」認証を取得した食品が無条件に EU 域内で有機として販売できるわけではないことに注意が必要である（具体的手続き等の詳細は後述）。

2) EU が認定した登録認定機関から EU 有機認定を取得する

規則(EC) No 834/2007 第 33 条(3)および規則(EC) No 1235/2008 第 10 条は、同等性があると承認されている第三国以外から輸入される製品の場合、欧州委員会が認定した機関が有機認証を発行する権利を有するとし、認定機関を公表している。

この方法での有機認証の取得は、未だ同等性が承認されていない第三国を主な対象としているが、承認された第三国である日本においても、酒など日本の有機 JAS の認証対象外となっている品目については、本制度を活用して、EU 有機認定を日本で取得することが可能である（詳細後述）。

このほか、規制上、規則(EC) No 834/2007 第 32 条には、第三国から輸入される産品についても、EU の有機の要件を満たしていれば有機食品として扱うことを認める旨の記載があり、規則(EC) No 1235/2008 ANNEX I は、EU の有機要件を満たしているかを確認する機関のリストを掲載する項目となっている。しかし、ANNEX I は 2017 年 12 月現在白紙であり、本方法を用いての EU 域内での有機商品の流通は実質行われていないものと考えられる。

なお、日本から輸出する商品について、上記の 1)、2)の手続きを踏まずに、商品名や包装資材に「Organic」と表示することは、たとえ日本で有機 JAS を取得していても違反行為になるので注意する必要がある。いくつか例を挙げると、日本で有機 JAS を取得しているが、EU での有機販売認証を取得していない商品の包装に「Organic」と印刷されていたため、「Organic」の記載を塗りつぶす等により削除するよう保健所に指導された例、「有機〇〇」という商品名をインポーターがそのまま商品名に使用し「Organic 〇〇」としたが、EU での有機販売認証を取得していなかったため、商品ラベルを全て「Organic」を削除したものに張り替えることになった例、などがある¹²。

¹¹ 欧州委員会規則(EU) No 471/2010

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32010R0471>

¹² 関係者へのインタビューによる。

3 EU有機商品として輸出・販売するための手続き

本章では、日本から輸出する食品を、EU内で「有機」として輸出・販売するための具体的手続きについて、2-3の1) 同等性の利用、2) EU有機認定取得の2つに分けて紹介する。なお、手続きは、日本の生産者・輸出者だけでなく、EU側のインポーター（輸入者）等も行う必要があり、日本の生産者・製造者の取組だけではEUで有機商品として販売できない点に留意する必要がある。

3-1 有機JASとEU有機認証の同等性を利用する場合

3-1-1 日本側での手続き

3-1-1-1 対象品目の確認

前述のとおり、EU域外から有機食品を輸入する際の要件は、規則(EC) No 834/2007および規則(EC) No 1235/2008で定められている。規則(EC) No 1235/2008のANNEX IIIにEUの有機と同等と認められた国が、同等性を認められた品目（商品のカテゴリー）とともに掲載されている。同等性を利用しての輸出を考える場合は、まずは、ANNEX IIIを見て、輸出を希望する商品が対象となっているかを確認する必要がある。

実際に、ANNEX IIIをみると、日本については、有機JASと認定された、

1. 農産物
 2. 加工食品（主に植物性原材料からなるもの）ただし、ワインを除く。
 3. 栄養繁殖材料と栽培用種子
- について、同等性を利用してEUで有機商品としての販売・表示が可能となっている。

加工食品については、原材料が日本または日本により有機認証制度の同等性が認められている国（EU加盟国、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、スイス、アルゼンチン）で生産された有機農産物・食品である必要がある（厳密にいうと原材料の95%以上がこの条件に該当する必要がある）。なお、2010年に、日本とEUの有機の同等性が認められた時点では、原材料は日本産の使用に限定されていた¹³ことから、2013年に日本が同等性を認める国の原材料を用いることが可能となった¹⁴後も、2010年時の情報を元に「日本産の原材料しか使ってはいけない」と誤解しているケースが散見されるため、留意が必要である。

¹³ (EU) No 471/2010

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1500245773332&uri=CELEX:32010R0471>

¹⁴ (EU) No 125/2013 ANNEX I

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1500246307674&uri=CELEX:32013R0125>

同等性を活用できるのは、有機 JAS の取得が可能な農産物に限定されているため、有機として輸出したい食品が、日本の有機 JAS の対象品目となっているかについても確認する必要がある。例えば、以下の食品は有機 JAS の対象外であるため、同等性を活用して有機食品として EU へ輸出することはできない。

- ・ 海藻
- ・ 水産物、水産加工品
- ・ 日本酒等アルコール飲料（みりんも含まれる）
- ・ 蜂蜜
- ・ 水耕栽培のわさび
- ・ 有機 JAS を取得できない（もしくは同等性が認められていない国が原産地の）原材料を 5%以上含む加工食品（例：みりんを 5%以上含むソース）

近年、EU において消費が伸び、有機へのニーズが出ている日本酒は、日本における有機表示が、有機 JAS ではなく「酒類における有機の表示基準¹⁵」に基づいて行われている。「酒類における有機の表示基準」は EU の有機と同等性を有していないことから、同等性を使用しての EU における有機商品としての販売はできない。

このような、有機 JAS を取得できない食品を、EU において有機食品として販売したい場合は、3-2 で紹介する EU 有機認定を取得する必要がある。

3-1-1-2 有機 JAS 認定の取得

同等性を利用する場合、前提として日本の JAS 法(農林物資の規格化等に関する法律)¹⁶に基づく有機 JAS 認定を、登録認定機関より取得している必要がある。

有機 JAS 認定を取得の上、輸出時に対 EU 輸出用の証明書を登録認定機関より取得し、EU に提出する。EU 向けのこの証明書を発行できるのは、規則(EC) No 1235/2008 の ANNEX III で認められている登録認定機関に限られる。このため、有機 JAS の登録認定機関であればどこでも良いわけではなく、ANNEX III 掲載登録認定機関に認定・証明書の発行を依頼しなければならないことに注意が必要である。2017 年現在、35 認定機関が ANNEX III には掲載されており、農林水産省のウェブサイトにも、35 認定機関の一覧が掲載されている。表 3 は、認定機関の名称、認定を行う品目、問合せ先等の一覧である¹⁷。

¹⁵ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hyoji/yuki/01.htm>

¹⁶ http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_gaiyou.html

¹⁷ http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki_kikan.html

認定にかかる料金は、登録認定機関ごとに定められておりウェブサイトで掲載している場合もある。登録認定機関によっては、登録時の諸経費以外に、認定した商品の売上に応じた運営協力金が必要な場合もあるので、初期の認定費用と運営協力金のトータルで必要経費を考える必要がある。認定に要する期間は、品目や規模によって異なるので、認定を取得する品目を具体的に決めたいうえで問い合わせるのが望ましい。

表 3 規則(EC) No 1235/2008 ANNEX III 掲載登録認定機関

EU コード番号	機関名	認定を行う農林物資	認定を行う区域	事業所の所在地	問い合わせ先	農水省登録番号
JP-BIO-001	特定非営利活動法人 兵庫県有機農業研究会 HOAS	有機農産物、有機加工食品および有機飼料	国内	兵庫県神戸市中央区北長狭通 5-5-12	078-367-8567	第 6 号
JP-BIO-002	株式会社アファス認証センター	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	東京都港区新橋 4 丁目 30 番 4 号藤代ビル	03-5400-2272	第 7 号
JP-BIO-003	特定非営利活動法人 鹿児島県有機農業協会	有機農産物および有機加工食品	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県および沖縄県	鹿児島県鹿児島市西田二丁目 11・8 明日ビル 2 階	099-258-3374	第 10 号
JP-BIO-004	特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体中央会	有機農産物および有機加工食品	国内	東京都千代田区外神田六丁目 15 番 11 号	03-5812-8055	第 17 号
JP-BIO-005	特定非営利活動法人 日本オーガニックア ンドナチュラルフー ズ協会	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	東京都中央区京橋三丁目 5 番 3 号竹河岸ビル 3 階	03-3538-1851	第 18 号
JP-BIO-006	エコサート・ジャパン株式会社	有機農産物および有機加工食品	国内および外国	東京都港区赤坂四丁目 7 番 6 号赤坂ビジネスコート	03-5413-7330	第 20 号

JP-BIO-007	ビューローベリタス ジャパン株式会社	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	神奈川県横浜市中 区山下町1 シルク ビル 2F	045-651-4770	第22号
JP-BIO-008	有限会社 オー・シー・アイ・エー・ジャパン	有機農産物および有機加工食品	国内および外国	東京都中央区京橋 三丁目5番3号	03-6228-6244	第34号
JP-BIO-009	海外貨物検査株式会社	有機農産物、有機加工食品および有機飼料	国内および外国	東京都中央区日本 橋兜町15番6号	03-3669-5184	第44号
JP-BIO-010	特定非営利活動法人 有機農業推進協会	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府および奈良県	東京都豊島区南大 塚二丁目14番12号	03-5940-2313	第52号
JP-BIO-011	特定非営利活動法人 エイサック	有機農産物、有機加工食品および有機飼料	国内および外国	岩手県盛岡市前九 年三丁目3番17号	019-605-3345	第56号
JP-BIO-012	特定非営利活動法人 環境保全米ネットワ ーク	有機農産物および有機加工食品	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県および福島県	宮城県仙台市青葉 区上杉一丁目16番 3号 JA ビル別館5 階	022-261-7348	第60号
JP-BIO-013	特定非営利活動法人 おおいた有機農業研 究会	有機農産物および有機加工食品	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県および東京都	大分県大分市大字 下郡1602番地の1 大分県保険医会館	097-567-2613	第69号
JP-BIO-014	公益社団法人 全国愛農会	有機農産物および有機加工食品	国内	三重県伊賀市別府 690番地の1	0595-52-0108	第8号

JP-BIO-015	SGS ジャパン株式会社	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地 横浜ビジネスパーク ノーススクエア I	045-330-5030	第12号
JP-BIO-016	特定非営利活動法人 愛媛県有機農業研究会	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	徳島県、香川県、愛媛県および高知県	愛媛県今治市辻堂一丁目4番11号	0898-48-6326	第16号
JP-BIO-017	株式会社エコデザイン認証センター	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	東京都千代田区神田司町二丁目7番地	03-5283-2626	第19号
JP-BIO-018	特定非営利活動法人 有機農業認証協会	有機農産物および有機加工食品	国内	大阪府吹田市江坂町一丁目23番19号	06-6330-0823	第37号
JP-BIO-019	特定非営利活動法人 日本生態系農業協会	有機農産物および有機加工食品	国内ならびにアメリカ合衆国、インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、フィリピン、ブラジル、ベトナム、マレーシア、ミャンマーおよびラオス	東京都江東区亀戸7丁目10番1号Zビル4階	03-3683-7996	第72号
JP-BIO-020	一般財団法人 広島県環境保健協会	有機加工食品	広島県	広島県広島市中区 広瀬北町9番1号	082-293-1514	第83号
JP-BIO-021	株式会社北海道有機認証センター	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	北海道札幌市北区 北7条西6丁目1番地1	011-375-0123	第95号

JP-BIO-022	株式会社 オーガニック認定機構	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	福岡県福岡市博多区比恵町1-8 日サンいずみビル II3F 審査機関協同事務所内	092-434-2245	第11号
JP-BIO-023	一般社団法人 民間稲作研究所認証センター	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内	栃木県河内郡上三川町大字鞘堂72番地	0285-53-1198	第9号
JP-BIO-024	宮崎県綾町	有機農産物および有機加工食品	宮崎県東諸郡綾町	宮崎県東諸郡綾町大字南俣1128番地	0985-77-0100	第14号
JP-BIO-025	特定非営利活動法人 徳島県有機農産物認証協会	有機農産物および有機加工食品	徳島県	徳島県徳島市北佐古一番町5番12号	088-655-8368	第55号
JP-BIO-026	特定非営利活動法人 北海道有機認証協会	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	国内および外国	北海道札幌市中央区南1条西10丁目150	011-398-6400	第58号
JP-BIO-027	特定非営利活動法人 熊本県有機農業研究会	有機農産物および有機加工食品	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県および沖縄県	熊本県熊本市東区小山町1879番地3	096-223-6771	第30号
JP-BIO-028	特定非営利活動法人 北海道オーガニック推進協会	有機農産物および有機加工食品	国内および外国	北海道札幌市中央区南一条西10丁目1-2 SDDビル3階	011-676-8386	第81号
JP-BIO-029	特定非営利活動法人 高知県有機農業認証協会	有機農産物および有機加工食品	徳島県、香川県、愛媛県および高知県	高知県高岡郡四万十町本堂707番地10 高知県農業大学校内	0880-29-2970	第86号

JP-BIO-030	株式会社らいふホールディングス	有機農産物および有機加工食品	国内	東京都品川区東品川 2 丁目 2 番 24 号	03-5769-7240	第 114 号
JP-BIO-031	特定非営利活動法人和歌山有機認証協会	有機農産物、有機加工食品および有機飼料	国内	和歌山県和歌山市毛見 996-2	073-499-4736	第 48 号
JP-BIO-032	特定非営利活動法人島根有機農業協会	有機農産物、有機加工食品および有機飼料	島根県、鳥取県、広島県、山口県、岡山県および福岡県	島根県邑智郡美郷町粕渕 404 番地 5	0855-75-0017	第 105 号
JP-BIO-033	一般財団法人日本きのこ研究所	有機農産物および有機加工食品	国内	群馬県桐生市平井町 8 番 1 号	0277-22-8165	第 110 号
JP-BIO-034	公益財団法人 自然農法国際研究開発センター	有機農産物および有機加工食品	国内	静岡県熱海市桃山町 16 番 3	0557-85-2001	第 33 号
JP-BIO-035	一般社団法人オーガニック認証センター	有機農産物および有機加工食品	国内	兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 5 番 16 号	078-366-5128	第 116 号

3-1-1-3 EU 向け検査証明書の作成・申請

3-1-1-2 でも記載のとおり、有機 JAS 認定済みの食品を日本から EU 向けに輸出し、有機食品として EU 域内で流通させるために、日本の輸出者は、規則(EC) No 1235/2008 ANNEX V において定められている証明書（以下「検査証明書」という。）を輸出の都度、有機 JAS 認定機関より取得して、貨物に添付する必要がある。

検査証明書は、登録認定機関において作成されるが、申請書の記載にあたって、登録認定機関より、生産者（製造者）、輸出者に各種情報の提出が求められるため、事前に準備しておくことが望ましい。

検査証明書の発行手数料は 1,000～5,000 円程度と幅が大きく、発行に要する期間も登録認定機関によって異なる。また、発行のタイミングの柔軟性についても、登録認定機関により異なるため、事前に確認し、自社の輸出に合った登録認定機関を選ぶ必要がある。

1) 電子申請 TRACES について

検査証明書の提出は、2017年10月19日までは、書面（紙）のみでよかったが、欧州委員会施行規則(EU) No 2016/1842¹⁸により、2017年10月19日から TRACES というオンラインシステム¹⁹を活用した電子申請へと切り替わった。しかしながら、2017年12月現在、TRACES にまだ電子サイン機能が装備されていないため、暫定的措置として、書面での提出と電子申請の両方が求められている²⁰。

書面と電子申請両方の必要性については、2017年12月現在、EU 規制上に記載・説明されていない。国によっては、独自で周知を行っているケースが見られ、例えばフランスでは、行動・公会計省の「有機農産品の輸入に関する規制の2017年10月19日付の通達²¹」において、電子申請も必要だとしつつも、「電子署名がセッティングされるまで、検査証明書は電子媒体の検査証明書を印刷し手で署名したものとす」とされており、DGCCRF（競争・消費者問題・詐欺防止総局）は、ウェブサイト上の TRACES を使った輸入についての説明²²において、「TRACES に登録した内容をプリントして、それにサインをしてインポーターに渡すこと」としている。

書面と電子申請の2種類の提出は、電子サイン機能が TRACES に装備されると必要なくなる措置であり、細かい対応は国によって異なっているため、検査証明書の申請にあたっては、最新情報を輸送業者またはインポーターから輸入国通関へ問い合わせ、確認することをお勧めする。TRACES を使用するには登録が必要で、登録できるのは有機産品の輸出入、輸送、認定等に関係する者に限られる。登録してから承認され使用できるようになるまでに、日数を要することもあるため、早めの登録が望ましい。また、登録認定機関、輸入者等の関係者全ての登録が済んでいないと、電子手続きを完了することができないので、最初の輸出時には、輸入者等の EU 側の関係者の登録も済んでいるかを確認しておく必要がある。

2) 検査証明書の記載内容について

前述のとおり、EU 向けに提出する検査証明書の雛形は、(EC) No 1235/2008 ANNEX V において定められている（表4参照）。記載項目が変更されることもあるため、使用時に最新のものを確認する必要がある。

¹⁸ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32016R1842>

¹⁹ https://ec.europa.eu/food/animals/traces_en

²⁰ 欧州委員会保健衛生・食の安全総局(Health and Food Safety)TRACES 担当者を始めとした関係者への聞き取りによる。

²¹ http://circulaires.legifrance.gouv.fr/pdf/2017/10/cir_42678.pdf

²²

https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/dgccrf/securite/produits_alimentaires/controlles_importation/FICHE-PRATIQUE-TRACES-VF.pdf

表 4 検査証明書（欧州委員会規則（EC）No 1235/2008 ANNEX V） 記入項目

**CERTIFICATE OF INSPECTION
FOR IMPORT OF PRODUCTS FROM ORGANIC PRODUCTION INTO THE EUROPEAN UNION**

1. Issuing control body or authority (name, address and code)	2. Council Regulation (EC) No 834/2007: — Article 33(2) <input type="checkbox"/> or — Article 33(3) <input type="checkbox"/>					
3. Serial number of the certificate of inspection	4. Exporter (name and address)					
5. Producer or processor of the product (name and address)	6. Control body or control authority (name, address and code)					
7. Country of origin	8. Country of export					
9. Country of clearance/Point of entry	10. Country of destination					
11. Importer (name, address and EORI number)	12. First consignee in the Union (name and address)					
<p>13. Description of products</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 20%;">CN code</td> <td style="text-align: center; width: 20%;">Trade name</td> <td style="text-align: center; width: 20%;">Number of packages</td> <td style="text-align: center; width: 20%;">Lot number</td> <td style="text-align: center; width: 20%;">Net weight</td> </tr> </table>		CN code	Trade name	Number of packages	Lot number	Net weight
CN code	Trade name	Number of packages	Lot number	Net weight		
14. Container number	15. Seal number	16. Total gross weight				
<p>17. Means of transport before point of entry into the Union</p> <p>Mode</p> <p>Identification</p> <p>International transport document</p>						

18. Declaration of control authority or control body issuing the certificate referred to in box 1

This is to certify that this certificate has been issued on the basis of the checks required under Article 13(4) of Regulation (EC) No 1235/2008 and that the products designated above have been obtained in accordance with rules of production and inspection of the organic production method which are considered equivalent in accordance with Regulation (EC) No 834/2007.

Date

Name and signature of authorised person

Stamp of issuing authority or body

19. Customs warehousing

Inward processing

Name and address of operator:

Control body or control authority (name, address and code):

Customs Declaration Reference Number for customs warehousing or inward processing:

20. Verification of the consignment and endorsement by the relevant Member State's competent authority.

Authority and Member State:

Date:

Name and signature of authorised person

Stamp

21. Declaration of the first consignee.

This is to certify that the reception of the products has been carried out in accordance with Article 34 of Regulation (EC) No 889/2008.

Name of the company:

Date:

Name and signature of the authorised person

規則(EC) No 1235/2008 ANNEX V の記載項目は以下のとおりである。

1. 本証明書を発行する第三国の管理当局または登録認定機関の情報（名称、住所、コード番号）
2. 規則(EC) No 834/2007 第 33 条(2)、第 33 条(3)のいずれに該当するか
(注) 第 33 条(2)は同等性による申請、第 33 条(3)は EU 外での EU 有機認定取得による申請を指す。
3. TRACES で自動的に割り振られる証明書のシリアルナンバー（不可抗力などの特別な状況で事前に電子システムで申請できない場合を除く）
4. 輸出者の名前と住所
(注) 前述の TRACES の導入により、本項目には、生産者・製造者（生産工程管理者）等の有機認定を取得している者を記載することが求められるようになった。これは、EU においては、生産・加工・流通の全工程の関係者が有機認定の取得を求められているため、通常輸出業者も有機認定を取得していることに由来する。しかしながら、日本の有機 JAS においては、輸出業者の有機の認定取得は求められていないため、認定を取得している輸出者は少ない。欧州委員会の保健衛生・食の安全総局(Health and Food Safety)は、こういった場合は、本項目には、認定を得ていない輸出業者ではなく、有機認定を取得している生産者/製造業者（認定を受けた生産工程管理者）を記載するように求めている²³。
5. 製品の製造業者/生産者の名前と住所
6. 認定登録機関（名称、住所、コード番号）
7. 原産国
8. 輸出国
9. 輸出仕向け先国（通関を行う（最初に到着する）国）/入国地点
(注) 本項目に記載された EU 側の担当当局のみが TRACES 上で検査証明書の確認ができる。このため、本項目の記載を間違えると、通関に問い合わせても「書類がシステム上届いていない」との回答しか得られず、手続きを進めることができないため注意が必要である²⁴。
10. 最終輸出仕向け国
11. 輸出国の輸入業者の名前と住所、EORI 番号²⁵
12. EU 域内の第一荷受人の名前と住所

²³ 関係者へのインタビューによる。

²⁴ 関係者へのインタビューによる。

²⁵ EORI 番号 (Economic Operators Registration and Identification) : EU 域内の事業者を識別するために個別に割り当てられる 17桁のコード。事前申請が必要。

13. 輸出製品に関する CN コード、名称、梱包数、ロット番号、重さ (net) など、輸出した製品を識別するための情報。
14. コンテナ番号
15. シール番号 (コンテナ封印のシールの番号)
16. 輸出製品の総重量 (Kg または L)
17. 輸送方法、BL/AWB など貨物運送便の識別番号、船荷証券
18. 検査証明書を発行する管理当局または認証機関の署名とスタンプ。印刷されたものと違う色でなくてはならない。
19. 20. EU 側の管轄当局によって記載されるため日本側での記載は不要。
21. EU 側の最初の荷受人の名前、サイン (EU 側で記載される)。

検査証明書の作成は、登録認定機関において行うが、項目 4~16 を記載するにあたって、生産者・製造者に必要情報の提出が求められるので準備しておく必要がある。具体的には、

- ・ 当該輸出に関するインボイス、パッキングリスト、B/L (船荷証券)
- ・ 輸出品の品目の認定生産工程管理者名
- ・ 認定に係る工場名と所在地
- ・ 使用している原材料
- ・ 原材料を格付している認定生産工程管理者名および所在地
- ・ 原材料の認定生産工程管理者を認定している登録認定機関名

※小分け業者から購入している場合は、その業者が小分けしている原料を格付している認定生産工程管理者の情報。

などが求められることが多い。なお、TRACES の入力の方法は、登録認定機関によって異なっており、上記の情報を申請者から提出してもらい、登録認定機関において TRACES の記載を行う場合もあれば、申請者が TRACES を使用できるようにした上で、自らの記載を求める場合もある²⁶。

3-1-1-4 有機表示

同等性を用いて有機商品を輸出する場合、EU 有機ロゴマーク (ユーロリーフ) の表示は任意である (EU 内生産・認定の場合は表示が義務づけられている)。

²⁶ 関係者へのインタビューによる。

ロゴを表示する場合には、各認定機関に割り振られたコード番号（JP-BIO-XXX）と原料の生産地（「non-EU Agriculture」もしくは「non-EU」を国名（日本）で代替・補足することも可能）をロゴと併せて記載する必要がある。

ロゴは以下からダウンロードすることができる。なお、ロゴの添付自体は日本で行わなければならないものではなく、EUで行うことも可能である。

http://ec.europa.eu/agriculture/organic/downloads/logo/index_en.htm



3-1-2 輸送時の管理

有機食品の輸送については、規則(EC) No 889/2008 第 31 条に定められており、非有機食品と混合しないよう輸送する必要がある。

EU 内のインポーターへのインタビューでは、一部のインポーターが、日本から EU 向けに輸送する際に、輸出者もしくはフォワーダーから、コンテナを有機食品と非有機食品とに分けなければならないと言われているケースがあった。しかしながら、EU 有機・有機 JAS の登録認定検査機関、複数の日本産有機食品取扱いインポーターへのインタビューから、コンテナ自体を有機専用にしなくても、有機と非有機の食品が別々に梱包され、物理的に分離され、混合しないように対策がとられていれば、同一のコンテナ内に有機食品・非有機食品が混載されていても問題は発生していない旨の確認が取れた。有機食品で 1 コンテナを作成するのは難しいケースも多いことから、輸送に関して、コンテナ内の有機食品・非有機食品の混載の対応を行っているか、輸出・輸送事業者事前に確認しておくことが望ましい。

3-1-3 EU 側における必要な手続き

3-1-3-1 インポーター等による有機認定の取得

規則(EC) No 834/2007 第 28 条では、有機食品（転換期間中を含む）を製造、調整、保管、EU 域外の第三国から輸入・販売する者は、製品を販売する前に、自らの活動が行われる加盟国の管轄当局に活動を通知し、定められた管理制度に自らの業務報告を提出しなくてはならないとしている。

このため、日本産の有機食品を輸入し、有機食品として欧州市場に投入する（販売行為をする）インポーターは、輸入通関が行われるまでに、販売活動を行う国の有機登録認定機関から発行される証明書を取得し、当地の有機食品統制機関²⁷へ登録しておく必要がある²⁸。バルクで輸入して、EU において小分けして自社商品として販売する際は、加工（小分け）業者としても認定を取得する必要がある。

この手続きが終わっていないインポーターが商品を扱う場合、日本での必要書類がそろっていても、有機と表示して EU で販売することはできない。このため、取引をするインポーターの現地での有機認定の取得の有無を確認する必要がある。

規則(EC) No 834/2007 では、EU 域外の第三国から有機製品を輸入していない卸売業者、および最終消費者に販売をする小売店はこれらの登録等の手続きを免除されていることから、今まで第三国産の有機食品を取り扱っていなかったインポーターや、小売の

²⁷ 国の機関であるため、名称は各国で異なる。フランスであれば「Agence Bio」（アジャンスバイオ）が該当する。

²⁸ (EC) No 834/2007 第 28 条等により定められている。

みだったが自社輸入を新規で行うことにした企業などは、本手続きを行っていない場合があるので、特に注意が必要である。

1) インポーターの有機認定の取得方法・手順

インポーターが有機認定を取得する方法について、フランスでの取得を例に挙げて説明する。EU内では、基本となる規則・考え方は共通だが、国によって手続きや手順、要する期間等の運用面が異なることから、フランス以外の国における取得に際しては、当該国の管轄官庁に照会いただきたい。

有機取扱い業者は以下の業務カテゴリーに分類される²⁹ため、該当するカテゴリーの申請を当該国の登録認定機関（フランスでは表 5 の 8 機関）に対して行う。日本の有機商品の輸入・卸販売を行う業者は通常、「輸入業者」のカテゴリーに分類される。もし、インポーターが、バルクで輸入した商品の小分けも行う場合は、加工業務の申請も必要となる。その場合は、カテゴリーは「輸入業者」で、事業内容には「輸入」だけでなく「再包装（加工）」も記載される。

- ・ 生産者
- ・ 加工業者（バルクで輸入し、フランス国内で小分けを行う場合等も含む）
- ・ 流通業者
- ・ 輸入業者
- ・ 商業レストラン業
- ・ 公共レストラン業（給食や社食）

（注）有機制度の管理当局（Agence Bio）に通知する際の申請は、生産者、加工業者（レストラン業者も含む）、流通業者、輸入業者の 4 種類フォームのいずれかを選んで行う。

輸入業者が登録認定機関を選定後、契約を交わすことによって誓約書（Attestation d'engagement）が発行される。ただし誓約書は検査証明書でもなければ輸入ライセンスでもなく、契約した業者が法に基づき有機食品流通に関する手続きを順守することを証明するとした、一種の契約書である。

その後、輸入業者の倉庫査察（倉庫内で有機食品と非有機食品の保管ゾーンが区別されているか、書類確認等）、有機食品の分析、製品上のラベルの合法性確認等が行われ

²⁹ <http://www.agencebio.org/sengager-en-bio-je-suis>

る。これらの内容が全てクリアされると、有効期限付きの証明書（Certificat）が発行される。契約から証明書発行までおよそ 2～3 カ月を要する。

また、一旦、証明書が発行された後も、定期的に登録認定機関からの倉庫の立ち入り検査（年に 1-2 回）、書類検査（当該有機食品を認定する登録認定機関から毎年発行される証明書、輸入時の書類照合検査等）等が行われ、これらの検査後に要改善点などが指摘された報告書が送付され、一定条件をクリアしていれば、有機食品取扱いの証明書は継続され、新しい期限付き証明書が発行されることになる。

2) インポーターの有機食品統制機関への登録

登録認定機関の契約前、遅くとも契約後 15 日以内に、有機食品統制機関（フランスにおいては Agence Bio）に新規取扱業者として登録申請を行う。フランスでは、ポータルサイト（<http://www.agencebio.org/>）から登録が可能である³⁰。

その後、認定機関から、証明書が発行されると同ポータルサイト上の有機農産物取扱業者名簿（l'annuaire officiel des opérateurs engagés en agriculture biologique）に掲載される³¹。

有機農産物取扱業者名簿に掲載された後、通知証明書（Attestation de notification）がポータルサイト上でダウンロード可能となる。

2012 年より、行政手続きの簡素化のため、毎年の通知の義務は撤廃されたが、事業者は名称、連絡先、認定機関、製品のタイプ、栽培面積、商流化の方法など、ステータスに変更があった場合はアップデートを行わなくてはならない。ただし、登記番号（SIRET 番号）を変更した場合は、古い情報を一旦削除して、新しく通知をしなくてはならない。

³⁰ <http://www.agencebio.org/notifier-son-activite-en-agriculture-biologique>
輸入者向け登録の申請書（フランス語）

http://www.agencebio.org/sites/default/files/upload/documents/3_Espace_Pro/importateurs.pdf

³¹ <http://annuaire.agencebio.org>

表 5 フランス国内の登録認定機関（現在 8 機関）リスト

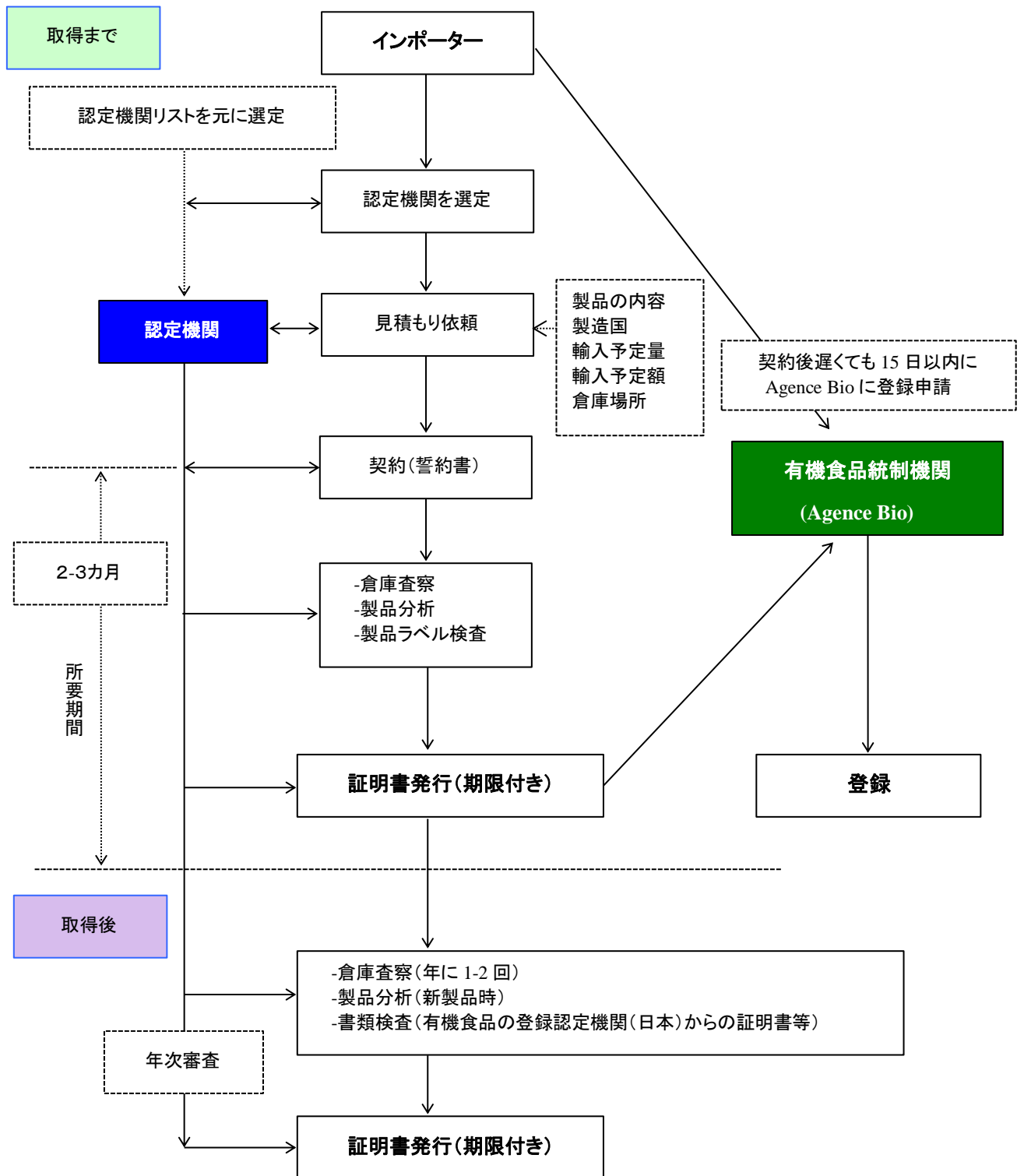
機関名	住所、連絡先	ウェブサイト、メールアドレス
ECOCERT France	BP 47 32600 L'Isle-Jourdain Tél. : 05 62 07 34 24 Fax : 05 62 07 11 67	www.ecocert.fr contact@ecocert.com
CERTIPAQ BIO	56 rue Roger Salengro 85000 La-Roche-sur-Yon Tél. : 02 51 05 41 32 Fax : 02 51 05 27 11	www.certipaqbio.com bio@certipaq.com
BUREAU VERITAS Certification- QUALITE France	60 avenue du général De Gaulle - Le Guillaumet 92046 La Défense cedex Tél. : 01 41 97 00 74 Fax : 01 41 97 08 32	www.qualite-france.com bio@fr.bureauveritas.com
CERTISUD	70 avenue Louis Sallenave 64000 Pau Tél. : 05 59 02 35 52 Fax : 05 59 84 23 06	www.certisud.fr certisud@wanadoo.fr
CERTIS	3 rue des Orchidées - Les Landes d'Apigné 35650 Le Rheu	www.certis.com.fr certis@certis.com.fr

	Tél. : 02 99 60 82 82 Fax : 02 99 60 83 83	
BUREAU ALPES CONTROLES	3 bis impasse des Prairies - PAE les Glaisins 74940 Annecy-le-Vieux Tél. : 04 50 64 99 56 Fax : 04 50 64 23 80	www.certification-bio.fr certification@alpes-controles.fr
QUALISUD	6 rue Georges Bizet 47200 Marmande Tél. : 05 58 06 15 21 Fax : 05 58 75 13 36	www.qualisud.fr contact@qualisud.fr
BIOTEK Agriculture	Route de Viélaines 10120 Saint-Pouange Tél. : 03 25 73 14 48 Fax : 03 25 41 78 75	www.biotek-agriculture.fr contact@terrae-biotek.com

1) 2) がインポーターの有機認定に必要な申請・登録となる。フローチャートを図 1 に示す。また、認定に必要なコストは、申請する商品品目数、商品輸入予定数量等により異なるため、平均的な費用をだすことは難しいが、例えば取扱いが少量で、品目数が 5 種類程度の場合は、取得費用は 1,000 ユーロ程度と推定される³²。なお、毎年審査が必要であることから、毎年の費用が発生することに注意が必要である。

³² 関係者へのインタビューによる。

図1 フランスにおけるインポーターの有機認定の取得、および認定取得後の流れ



3-1-3-2 インポーター等による手続き

日本産の有機食品を輸入し、有機食品として EU 域内で流通させるためには、EU 内での輸入通関前に、有機認定を取得したインポーターが以下の書類を揃えておかななくてはならない³³。

- ・ インボイス
- ・ 検査証明書
- ・ 通関前に元のロットが二つ以上の事業者分割されて輸入される場合はロット証明書（規則(EC) No 1235/2008 ANNEX VI を参照）

また、規則 (EC) No 1235/2008 第 3 章「『同等性による承認』に従い輸入された有機製品の EU 域内の自由な流通に向けた引き渡し」の項目において、EU 内での有機食品を商流化するためには、

- (a) 加盟国の管轄当局に検査証明書の原本を提出
- (b) 加盟国の管轄当局による貨物検査および検査証明書の裏書
- (c) 「欧州連合関税法典(UCC)³⁴を規定する欧州議会・理事会規則(EU) No 952/2013」の第 158 条第 1 項に規定される自由な流通のために、通関申告書に検査証明書の番号を表示

することが必要であると規定されている。貨物検査と検査証明書の裏書は、加盟国の管轄当局が行う。

³³ 仏インポーターへのインタビューによる。

³⁴

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013R0952-20161224&from=EN>
欧州連合関税法典(UCC)については JETRO 関税制度関連法を参照
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_03/pdfs/eu_p15_3I010.pdf

3-2 EUが認定した登録認定機関からEU有機認定を取得する場合の手続き

3-2-1 対象食品

3-1-1-1でも紹介したように、日本で有機JASを取得できない食品は、同等性を利用してEUへ有機食品として輸出することができない。このような食品をEUで有機として販売するには、EU有機認定を取得する必要がある。なお、有機JASの対象となっている品目については、この方法を用いることはできず³⁵、有機JASを取得した上で、同等性を活用する必要があることに留意が必要である。

日本からEUへ輸出が想定される有機製品において、有機JAS認定を取得できないことから、EU有機認定を取得する必要がある食品の主なカテゴリーを以下に示す。

- ・ 水産物（海藻含む）、水産加工品、蜂蜜³⁶、酒類のように有機に関するJAS規格が制定されていない食品
- ・ 有機JAS認定を取得した原材料の含有量が95%未満の加工食品。日本が相互認証していない原産国産の原材料が5%以上の場合も同様。例えば、中国産大豆を使って日本国内で製造された味噌などが該当する。
- ・ 有機JASの対象外となっている栽培方法で生産された農産物。
- ・ EU規制で、同等性の対象カテゴリー（農産物、主に植物性原材料からなる加工食品、栄養繁殖材料と栽培用種子）となっていない食品

実際にEU有機認定を取得している品目は、酒、味噌（中国産原材料使用）、蕎麦（中国産原材料使用）、みりん（酒類に分類されるもののみ）、醤油（みりん等有機JAS対象外原材料を5%以上含む場合）等多岐にわたる。また、海藻は、EU内で国によってはヘルシーフードとして健康志向の消費者に人気があり、EUでは有機認定を取得できる品目であるため、日本産の有機海藻についての問合せが多い。しかしながら、現在のところ、有機JASの対象外であるため、同等性を利用しての輸出はできず、EU有機認定も日本国内で対応している登録認定機関が無い（2017年10月時点）ため、取得にむけた対応ができない。

³⁵ 複数の認定検査機関へのインタビューによる。

³⁶ ただし2017年12月現在、日本産の蜂蜜はEUへ輸出できない。

3-2-2 登録認定機関

規則 (EC) No 1235/2008 ANNEX IV は、EU 域外の第三国で EU 有機の管理を実施し、証拠書類を発行する権限を有する管理当局および管理機関のリストを定めている。

日本における該当機関が表 6 であり、これらの機関において、EU 有機認定を取得することが可能である。ただし、「EU 有機認定を行う製品カテゴリー」に掲載されているカテゴリーへの対応が実際に可能かについては、問い合わせが必要である。リスト上では認定できるカテゴリーになっていても、現在は審査員がおらず中止しているケースや、EU 内にある本社から審査員を派遣するために費用が高くなる（旅費は全て依頼者負担）などの例がある。また、多くの機関で有機への転換期間中の認定は適用外にしている。ワインの認定を適用外にしている機関もある。

有機 JAS を申請する商品と EU 有機を申請する商品の両方生産・製造している場合は、両方の審査が可能な登録認定機関に依頼することで、有機 JAS、EU 有機認定の審査の両方を同日に行う等により、審査員の旅費等の経費を減らすことができる。

表 6 規則 (EC) No 1235/2008 ANNEX IV 管理当局および管理機関のリスト

EU コード番号	登録外国認定機関名	有機 JAS 認定を行う農林物資	EU 有機認定を行う製品カテゴリー	事業所の所在地	問い合わせ先	農水省登録番号
JP-BIO-115	ICEA (イチェア)	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	有機加工食品	イタリア ボローニャ県 ボローニャ市 ジョヴァンニ・ブルニョーリ通り 15 番	(+39) -051-272986 内線 3	第 13 号
JP-BIO-120	Organic Crop Improvement Association (OCIA)	有機農産物および有機加工食品	有機畜産物、有機加工食品	東京都中央区京橋三丁目 5 番 3 号竹河岸ビル 3 階	03-6228-6244	第 34 号
JP-BIO-141	キワ・ビーシーエス・エコ・ギャランティー・ジーエムビーエイチ	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	有機加工食品	ドイツ ニュルンベルグ市 マリエントルグラベン 3-5	03-5563-0868 (日本の 問い合わせ先)	第 3 号
JP-BIO-143	IMO スイス株式会社	有機農産物、有機加工食品および有機飼料	有機加工食品	スイス ヴァインフェルデン CH8570 ヴェストシュトラッセ 51	41- (0) -71-626-0626	第 9 号

JP-BIO-149	コントロール・ユニオン・サティフィケーションズ	有機農産物および有機加工食品	有機畜産物、有機水産物、有機加工 <u>飼料</u>	オランダ ズヴォレ 8011BZ ミェウエンラ ン 4-6	03-6659-4750	第 7 号
JP-BIO-167	海外貨物検査 株式会社(OMIC)	有機農産物、有機加工食品および有機飼料	有機加工食品	東京都中央区日本橋兜 町 15 番 6 号	03-3669-5184	第 44 号
JP-BIO-154	エコサート・ジャパン株式会社	有機農産物および有機加工食品	有機水産物、有機加工食品	東京都港区赤坂四丁目 7 番 6 号赤坂ビジネスコー ト	03-5413-7330	第 20 号
JP-BIO-145	日本オーガニックア ンドナチュラルフー ズ協会(JONA)	有機農産物、有機加工食品、有機飼料および有機畜産物	有機加工食品	東京都中央区京橋三丁 目 5 番 3 号竹河岸ビル 3 階	03-3538-1851	第 18 号

3-2-3 申請手続き

EU の有機認定を取得する場合、規則(EC) No 834/2007、規則(EC) No 889/2008 に基づき、EU 内と同じ基準で審査が行われる。EU と日本は、有機制度について同等性が認められており、コーデックス委員会が定める食の国際規格「コーデックス・アリメンタリウス (Codex Alimentarius)」をベースにしていることから、生産者・製造者（加工業者）にとって、審査項目は有機 JAS と似通っている部分が多い。しかしながら、必要な工程や、提出を要求される情報が異なることもある。EU 有機認定取得者および認定検査機関へのインタビューで挙げられた、有機 JAS と EU 有機の申請・審査上の主な差異・共通点は以下のとおりである。

- ・ 認定にかかる費用は有機 JAS より EU 有機の方が高いが、大きくは変わらない。
- ・ 有機 JAS の認定取得に必要な内部規定の作成、研修（講習会）への出席等は EU 有機の認定には必要ない。
- ・ EU 有機の場合、認定を受けるために内部で書類を作るといった工程が無く、実務の管理・確認に重きが置かれている。
- ・ 審査項目は共通のものが多い。
- ・ 日本の有機 JAS では詳細の提出を求められないが、EU 有機では求められるものもある。例えば、酵母、麹菌、濾過助剤、たい肥の詳細等。日本では、詳細を問われない、最終製品に残らない濾過助剤のようなものも、EU では詳細の提出が必要となる（EU 規則では酵母も有機認定対象品目である）。たい肥についても、発

酵や使用したえさについてなどの情報が必要であり、たい肥を外部から購入している場合は必要情報の提供が可能かを販売者に照会する必要がある。

- ・ 特定用途で使用可能な食品添加物および薬剤が有機 JAS と EU 有機では異なるので、使用している場合は、EU で有機食品に使用可能かをまず確認する必要がある。
- ・ EU 有機は、加工品に使用する原材料を保管する倉庫等も認定の対象となるため、検査をする対象が多い。例えばコメを使った加工品であれば、農家と製造業者だけでなく、保管倉庫、精米所、輸出者の全てが認定を取る必要があるため、自家精米・自社保管できるような企業でないと、関係者全てに協力を仰ぐ必要があり、実現が難しい。
- ・ 有機と非有機の加工食品を同一工場で生産する際は、加工の場所または時間を分け、同じ時間に有機の原材料と非有機の原材料が倉庫に入らないようにする等の対策が必要。包材も有機用と非有機用を混ざらないように分けておく。並行生産に関し、EU は厳しいように感じる。全部専用ラインを用意する必要はないが、時間を分けて、非有機食品を製造後清掃をする、もしくは場所を分けるといった対策が必要。
- ・ EU 有機は、申請書類が英語であるため、英語に慣れていないと申請書の作成に時間がかかる。

3-2-4 注意点

前項でも記載したが、EU の有機規則に従って輸出する場合、有機 JAS と異なり、「生産、加工、流通の全工程」つまり、一次生産、保管、加工、輸出、輸送、輸入、販売のあらゆる工程が EU 有機の基準を満たし適切に管理されている必要がある。

このため、生産者または加工者が自社商品について EU 有機の認定を取得したとしても、輸出業者が有機認定をとっていないと、有機商品として EU へ販売することはできない。しかしながら、有機 JAS との同等性を利用して輸出する場合は、輸出者の有機認定が必要ないこともあり、日本で有機認定を取得している輸出者は限られている。このため、自社製品の EU 有機認定の取得を考える場合は、商品が現地に着くまで、EU 有機の基準を満たした途切れのない流通経路（保管も含む）が確保可能か、想定される輸出業者に問合せ等により確認しておくことが必要である。そうでない限り、EU 有機を取得したが、輸出者が見つからず、EU に有機として販売できないという事態に直面してしまう。

なお、輸入者が EU の有機認定を取得する場合は、生産者・製造者と同様に、3-2-2 の表 6 にある登録認定機関に申請を行う。審査は、管理保管が適正に行われているか（例：

有機商品と非有機商品を分けて保管しているか、倉庫の防虫剤やネズミ対策に化学的な薬品を使っていないか（使っている場合、有機商品を扱う前に清掃していれば認められる場合もある））を中心にチェックされる。

加工食品の場合は、加工品に使用する原材料を保管する倉庫等も認定の対象となることから、原材料を購入して加工する場合は、販売者の保管倉庫、（加工された原材料を購入する場合は）加工施設についても有機認定を受ける必要がある。このため、販売者が認定取得の費用負担も含めて協力可能か考慮する必要がある。

3-2-5 輸出時に準備する書類・輸送・インポーター

輸出、輸送、輸入に係る手続き・書類は同等性を利用した輸出の場合と同じであるため、3-1-3 参照。

4 有機に関する EU 規則の改正

2017年11月20日欧州理事会農業特別委員会(The Special Committee on Agriculture SCA)は、2014年より交渉されてきた規則(EC) No 834/2007(有機生産と有機製品の表示に関する基本ルール)の改正案に合意³⁷し、本案は11月22日には欧州議会によって承認された³⁸。改正後の新規則(以下「改正規則」という。)は、欧州議会と理事会の正式手続きを経て、2021年1月1日から適用される。

現行の有機生産に関する規則の大部分は20年以上前に規定されており、急速に成長する有機市場にそぐわない内容が出てきていること、増加するEU域外からの輸入有機食品への対策も必要であることなどから、3年にわたる交渉を経て大幅な改正となった。また、改正規則は、現行の規則(EC) No 834/2007の内容だけでなく、規則(EC) No 889/2008(有機製品の生産、表示、行政管理方法の詳細について定める規則)により規定されている内容も多く取込んでおり、本改正規則の適用に合わせて、規則(EC) No 889/2008も改正されると見込まれる。

本章では、改正規則(番号未決定)と現行規則(EC) No 834/2007の変更点を中心に紹介する³⁹。

³⁷

<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/11/20/organic-farming-new-european-rules-confirmed/>

³⁸

<http://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20171120IPR88434/organic-food-green-light-for-fresh-eu-rules>

³⁹ 改正後の規則は、

<http://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20171120IPR88434/organic-food-green-light-for-fresh-eu-rules>の「New Organic regulation as agreed by the Parliament and Council」をクリックするとダウンロードできる(2017年11月現在)。本報告書において「改正規則」「新規則」として紹介している内容は全てこれに基づく。

4-1 改正における主な変更点

改正規則では、従来よりもさらに環境・気候保護への貢献や遺伝的多様性の保持といった有機農業の意義・目的に関係する内容が盛り込まれた。また、近年消費者の関心が高まっている、クローンやナノ物質の有機食品からの排除について明記された。

このほか、従来の規則が、規定の免除を地域や個別の事業者の事情にあわせてア・ラ・カルトに行うことで煩雑・複雑化している問題を踏まえ、改正規制は統一されたルールによる運用を目指している。具体的には、有機分野を幅広くカバーする統一規則を導入し、そこに、ある程度の柔軟性を組み込んだ免除規定（個別の事情に合わせたア・ラ・カルトの免除ではなく、柔軟性はあるものの一般化されている免除規定）を加えることで、全ての有機生産者に統一した規定を適用し、公正さを保証するとしている。

さらに、EU 域外で生産され EU 市場に投入される有機農産物が、現在は 60 以上の異なる基準で認定されている状況を改め、EU 市場内の「有機」の質と公平性を保とうとしている。このため、改正規則では、EU 域外で生産される有機商品に対して、EU と同じ基準による認定を求め、それが可能な国に対してのみ同等性を認めるとしている。

このほかにも、小規模農家の認定コスト低減につながるグループ認定の導入や、生産者・消費者双方からのニーズのある塩、コルク、精油等を認定対象へ追加するなど様々な変更が行われた。

このように、本改正における変更点は非常に多岐にわたり、その全てを紹介することは難しいため、以下で主な変更点を 5 点に絞り紹介する。また、表 7 に現行規則と改正規則の条項の対比を示す。

4-1-1 小規模事業者（生産者）対策

小規模事業者（生産者）の有機生産を促進するため、「事業者グループ」の考え方が導入された。農業従事者（海藻・養殖を含む）のみで構成され、以下の条件を満たした場合、「事業者グループ」として、共同で有機認定を受けることができ、認定コストを抑えることができる。

- ・ 以下の(a)または(b)に該当する
 - (a) 各事業者の経営規模が 5 ヘクタール（温室の場合 0.5 ヘクタール、永年草地の場合 15 ヘクタール）以下
 - (b) 各事業者の認定コストが有機農産物の売上高または生産額の 2%を超えており有機農産物の年間売上額が 2 万 5,000 ユーロ以下（または有機生産額が年間 1 万 5,000 ユーロ以下）
- ・ 事業者グループの構成員の生産活動地が地理的に近接している

- ・ 共同販売システムをもっている
- ・ 法人格をもっている
- ・ 文書化された内部統制システムをもっており、特定の個人または団体が構成員の有機規則順守の確認を行っている
- ・ 加盟国または同等性が認められた第三国で設立されている

このほかの小規模農家対策として、有機認定取得の免除が改正規則に盛り込まれた。従来、認定取得が免除されるのは「生産・調整・保管・EU域外からの輸入・第三者への業務委託をしていない、最終消費者に製品を販売する事業者」のみであったが、今回の改正で、

- ・ 最終消費者に未包装の有機農産物（飼料を除く）を直接販売
- ・ 年間販売量が 5,000 キロ以下
- ・ 未包装の有機農産物の年間売上が 2 万ユーロ以下
- ・ 認定コストが未包装の有機農産物の総売上の 2%以下

の全ての条件を満たす事業者にも適用されることとなった（ただし、事業者は生産物を生産、調整、販売場所に隣接する場所以外で保管していない、第三国から輸入していない、業務を第三者に委託していないという条件を満たしている必要がある）。

4-1-2 温室における隔離ベッド (Demarcated beds) 栽培の取扱い

今回の改正に関する 3 年間の協議の中で大きな議論となったのが、フィンランド、スウェーデン、デンマークで有機栽培の方法として認められている隔離ベッド (Demarcated beds) 栽培の取扱いであった。

大地から隔離されている栽培方法が有機栽培の原則に反していると主張する専門家と、気候を原因にこの栽培方法での有機面積の拡大を希望する北欧各国による活発な議論が行われた。

最終的に、改正規制では、ANNEX II において、「有機作物は、水中で自然に生育するものを除き、下層土と岩盤につながっている「生きている土」 (living soil) または認可された肥料等を混ぜた「生きている土」で生産されたものとする。」と大地と切り離された栽培は認めない＝隔離ベッド栽培を認めない姿勢が示された。

一方で、既に認定を取得している生産者もいることから、同じく ANNEX II において、特例として隔離ベッド栽培が、フィンランド、スウェーデン、デンマークで 2017 年 6 月 28 日までに有機認定を受けた土地に対しては許可される、とした。このため、現在認定されている隔離ベッド栽培については引き続き有機農産物の生産のために使用すること

が可能となった。ただし、土地の拡張は認められず、この特例も改正規則適用日から 10 年後に終了することとなっている。

また、同じく ANNEX II において、改正規則の適用日から 5 年後に、欧州委員会は有機農業での隔離ベッド栽培の利用について欧州議会および理事会に報告書を提出しなければならないとされており、必要な場合は報告書に有機栽培における隔離ベッド栽培の利用に関する立法案を添付することができる、となっているため、今後も隔離ベッド栽培に関する議論は継続される。

4-1-3 対象範囲の拡大・縮小

改正規則では、新たに有機認定の対象となった品目、また新たに含有が認められないことが明記された添加物等がある。

改正規則では、適用範囲として、従来の農畜産物、養殖水産物、加工品、飼料に加えて農業と密接に関連する生産物が対象に入った。一例として、ANNEX I で

- ・ 海水塩、他の食用・飼料用の塩
- ・ 蚕繭
- ・ 精油
- ・ 天然コルクのコルク栓（凝集コルクを除く）
- ・ 伝統的植物性生薬
- ・ 天然ゴムと樹脂

等が適用範囲に入る（有機認定を受けられる）としている。また、ANNEX II において、「水中で自然に生育する作物」であれば、土壤中で生産されていなくても有機認定の対象となる旨が記載された（ただし、水耕栽培は「水中で自然に生育しない作物」の根を栄養液で栽培する方法であるため有機栽培としては禁止されている（一部例外有））。また、鉢と一緒に消費者に販売される観賞用植物やハーブ類、移植に向けた容器内での苗木の栽培は、大地に根差した栽培でなく鉢に入れても良い旨が示されている。

他方で、使用禁止が明確になった原材料もある。EU において、この数年、急速に健康への影響が問題視されはじめた、人工的に製造されたナノ物質について、含有された食品は有機食品から排除することが新たに記載された。なお、EU では、食品に含まれるナノ物質の表示等に関する制度が整備されつつあるが、日本においては未整備である。

4-1-4 第三国との同等性に関する規制の変更

改正規則では、従来の規則において、同等性が認められている第三国（日本も含まれる）について、この第三国の承認は、改正規則の適用日から 5 年後に失効するとしてい

る。その上で、EU と同等の有機の目的と原則をもっており、またその順守を保証する制度を有している国として、EU が貿易協定により認定した国が新たに第三国となるとされている。

また、2021 年 12 月 31 日までに欧州委員会は、欧州議会および理事会に対し、同等性に基づく第三国の承認に関する報告書を提出することとなっている。

このほか、従来の規則(EC) No 834/2007 第 33 条(3)に基づき認定された第三国における管理当局と検査機関について、改正規則では、認定は改正規則適用日から 3 年で失効するとしている。このため、第三国における管理当局、検査機関は、失効日までに改正規則第 46 条（管理当局および検査機関の認定）に基づいた認定を取得する必要がある。なお、改正規則は、2021 年 1 月 1 日より適用されるが、管理当局と検査機関の認定に係る第 46 条のみ、改正規則へのスムーズな移行のために、改正規則発効後すぐに適用される。

4-1-5 有機製品の輸送

改正規則では、有機農産物を生産、調製、流通、保管、輸出入、上市する事業者は、事業地の所管官庁に届出なければならないとされている。趣旨は、従来の規則と概ね同じであるが、届け出なければならない業種に「流通」の文言が加わり、流通関係事業者が届出対象である旨が明記された点が現行の規則と異なる。

一方で、改正規則の中には、「事業者が『有機生産に関わる責任は委託先（下請け業者）に移転せず、事業者または事業者グループに所在する』と明言した場合は届出は必須ではない」旨が規定されている。このため、使用している輸送業者の届出・認定取得が難しい場合、輸送業者が委託先と見なせれば、「責任は移転しない」旨の宣言を行うことにより対応できる可能性がある。ただし、所管官庁は委託元への検査時に、委託先への委託業務が EU の有機規則を順守しているかどうか確認すると考えられるため、業務内容が有機規則を順守しているかどうかには注意が必要である。

表 7 現行 EU 有機生産規則と新有機生産規則

現行(EC) No 834/2007		改正後 (番号未定)	
条番号	表題	条番号	表題と主な変更点
第 1 条	目的と適用範囲	第 1 条	主題
—	(第 1 条に記載)	第 2 条	適用範囲 海水塩、食用・飼料用の塩、コルク栓、精油等が新たに対象に加わった。
第 2 条	用語の定義	第 3 条	用語の定義
第 3 条	目的	第 4 条	目的
第 4 条	全体に係る原則	第 5 条	一般原則 自然景観・環境保護に関する記載、クローン・放射線照射排除に関する記載が追記された。
第 5 条	農業に適用される個別原則	第 6 条	農業・養殖に適用される個別原則 遺伝的多様性、自然繁殖能力・自然交配の必要性に関する記載が追記された。
第 6 条	有機食品の加工に適用される個別原則	第 7 条	有機食品の加工に適用される個別原則 工業的に製造されたナノ物質を含む食品の排除が新たに記載された。
第 7 条	有機飼料の加工に適用される個別原則	第 8 条	有機飼料の加工に適用される個別原則
第 8 条	(一般生産規則の) 一般要件	第 9 条	一般生産規則

			使用可能な植物保護材、有機・転換期間・非有機生産の分離、放射線照射禁止、クローン技術禁止に関する記載が追加された。
—	(第 17 条に記載)	第 10 条	転換 規則(EC) No 834/2007 第 17 条の内容に加え、規則 (EC) No 889/2008 第 5 章 (転換規則)、第 62 条 (転換期間中の植物原材料商品) の内容が記載されている。
第 9 条	GMO の使用禁止	第 11 条	GMO の使用禁止
第 10 条	放射線の使用禁止	—	(第 5、9 条に記載)
第 11 条	農場生産一般規則	—	—
第 12 条	植物生産規則	第 12 条	植物生産規則
—	—	第 13 条	ヘテロ体 (Heterogeneous material) の市場販売のための特別規定 ヘテロ体 (Heterogeneous material : 育種により製造された種子のことを指していると考えられる) の販売に必要な届出等の手続きについて新たに定められた。
第 13 条	海藻生産規則	—	(第 15 条に記載)
第 14 条	畜産規則	第 14 条	畜産規則

			ANNEX II 第 2 部・第 4 部に掲載されている生産規則の順守について記載。ANNEX II には、現在規則 (EC) No 889/2008 に記載されている詳細な生産規則が (一部内容変更の上) 記載されている。
第 15 条	水産養殖動物の生産規則	第 15 条	海藻および水産養殖動物の生産規則 ANNEX II 第 3 部に掲載されている生産規則の順守について記載。ANNEX II には、現在規則 (EC) No 889/2008 に記載されている詳細な生産規則が (一部内容変更の上) 記載されている。
第 16 条	農業で使用される製品と物質および認可基準	—	(第 24 条に記載)
第 17 条	転換	—	(第 10 条に記載)
第 18 条	加工飼料の生産に関する一般規則	—	(第 17 条に記載)
第 19 条	加工食品の生産に関する一般規則	第 16 条	加工食品生産規則 ANNEX II 第 4 部に掲載されている生産規則の順守について記載。ANNEX II には、現在規則 (EC) No 889/2008 に記載されている詳細な生産規則が (一部内容変更の上) 記載されている。
—	(第 18 条に記載)	第 17 条	加工飼料生産規則
—	—	第 18 条	ワイン生産規則 ANNEX II 第 4 部に掲載されている生産規則の順守について記載。ANNEX II には、ワイン生産に使用

			可能な原材料、禁止される醸造上の工程、慣行等が新たに規定された。
第 20 条	有機酵母の生産に関する一般規則	第 19 条	食品または飼料として使用される酵母の生産規則 ANNEX II 第 6 部に掲載されている生産規則の順守について記載。ANNEX II には、現在規則(EC) No 889/2008 に記載されている詳細な生産規則が（一部内容変更の上）記載されている。
—	—	第 20 条	特定の家畜種および養殖種に関する生産規則の欠如 未採択の関連規則一覧が掲載されている。
第 21 条	特定の製品と物質に関する加工基準	第 21 条	第 12～19 条の生産分類に該当しない生産物の生産規則
第 22 条	例外的な生産規則	第 22 条	生産規則の例外規定の採択 異常気象、動物疾病、自然災害等に直面した際の対応が追記された。現行第 22 条の通常栽培時の制約対応に関する記載は削除されている。
—	規則(EC) No 889/2008 第 4 章「収集、包装、輸送および貯蔵」に記載	第 23 条	収集、包装、輸送および保存
—	(第 16 条に記載)	第 24 条	有機生産に使用される製品・物質の認可 使用認可リストに記載する「用途」の項目が増加。 非有機の香辛料、ハーブ等を使用して良い場合が明

			記された。使用認可リスト見直しの頻度についても記載された。
—	(規則(EC) No 889/2008 第 29 条に記載)	第 25 条	加盟国による有機加工食品用の非有機農産原材料の認可 規則(EC) No 889/2008 第 29 条では 12 か月であった暫定期間が 6 か月になっている。
	(規則(EC) No 889/2008 第 48 条に記載)	第 26 条	有機および転換期間中の植物繁殖材料、有機動物および有機養殖稚魚の市場における入手可能性に関するデータ収集 転換期間中の植物繁殖材料についても記載。
—	(第 27 条に一部記載有)	第 27 条	不順守の疑いがある場合の義務および行動 講じる措置等について詳細に記載されるようになった。
—	—	第 28 条	不認可製品・物質の混入を回避するための予防措置
—	(第 30 条に記載)	第 29 条	不認可製品・物質の混入の際の措置 調査から加盟国間の情報共有まで手順が具体的に記載されるようになった。
第 23 条	(ラベル表示に係る) 有機生産に関する用語の説明	第 30 条	(ラベル表示に係る) 有機生産に関する用語の使用
—	—	第 31 条	作物生産で使用される製品および物質のラベル表示 肥料、土壌改良資材等で有機への使用が認可されて

			いる製品はその旨を表示しても良い旨が明記された。
第 24 条	義務表示	第 32 条	義務表示
第 25 条	EU の有機ロゴ	第 33 条	EU の有機ロゴ
第 26 条	特定のラベル表示要件	—	(第 31 条等関連項目に分けて記載)
第 27 条	管理制度	第 34 条	認証制度 検査に係る料金の公表等を追加。
第 28 条	管理制度の順守	第 35 条	認証証 認証を可能な限り電子的に発行することを明記。有機認定取得義務免除の対象を拡大(年間販売量、売上、認定コストが有機農産物に占める割合等を条件に免除)。6つの生産物カテゴリーを設定。
—	—	第 36 条	事業者グループ 認定取得を共同でできる「事業者グループ」作成の条件(構成員の規模、法人格の必要性、構成員の地理的近接の必要性等)を規定。
第 29 条	証拠書類	第 37 条	規則(EU) No 2017/625、有機生産、有機農産物のラベル表示に関する公的検査およびその他の公的な活動に係るその他規則との関係
—	—	第 38 条	公的検査および所得官庁がとるべき措置に関する

			追加規則 公的検査を一定割合抜き打ちで行う、追加検査を実施する等を規定。検査時の確認事項についても記載。
—	—	第 39 条	事業者および事業者グループがとるべき措置に関する追加規定
—	—	第 40 条	公的検査および公的活動に関連する特定の業務の委任に関する追加規則
—	—	第 41 条	不順守の場合の行為に関する追加規定
第 30 条	侵害および不法行為の措置	第 42 条	不順守の場合の措置に関する追加規定
第 31 条	情報交換	第 43 条	情報交換に関する追加規定
—	—	第 44 条	有機農産物の輸出 輸出時の検査証明書の電子発行等について記載。
第 32 条	適合製品の輸入	第 45 条	有機農産物の輸入 EU 内での輸入品のトレーサビリティの必要性、第三国の製品・物質の有機生産・加工工程における特別使用許可についての記載を追加。
—	—	第 46 条	管理当局および検査機関の認定 第三国における検査・認定を行う管理当局・管理団体について設立条件・違反発覚時の対応等について

			規定。
第 33 条	同等の保証を提供する製品の輸入	第 47 条	貿易協定に基づく同等性 他国との同等性の承認は、有機の原則・管理等が EU と同水準にあると EU が貿易協定において認めた国であると新たに規定。
—	—	第 48 条	規則(EC) No 834/2007 に基づく同等性 規則(EC) No 834/2007 により同等性を認められている第三国の承認は、改正規則の適用日から 5 年後に失効する。
—	—	第 49 条	第 47、48 条の適用に関する欧州委員会報告 欧州委員会は 2021 年 12 月 31 日までに同等性に基づく第三国の認定等に関する報告書を提出すると定めた。
第 34 条	有機商品の自由な移動	第 50 条	有機農産物の販売に関する非禁止と非制限
—	(第 38 条に記載)	第 51 条	有機部門と取引に関する情報 加盟国が情報を欧州委員会に共有する必要性を追記。
第 35 条	欧州委員会への情報伝達	第 52 条	所管官庁、管理当局、管理団体の情報 インターネットで公表することを明記。
—	—	第 53 条	特例、認可、報告 特例の終了、特例の認可について記載。

—	—	第 54 条	権限移譲
第 36 条	統計情報	—	—
第 37 条	有機生産に関する委員会	第 55 条	委員会手続き
第 38 条	実施規則	—	—
第 39 条	規則(ECC) No 2092/91 の廃止	第 56 条	廃止
第 40 条	移行措置	第 57 条	規則(EC) No 834/2007 第 33 条(3)に基づき認定された管理当局と検査機関に関する移行措置 現行規則(EC) No834/2007 第 33 条(3)に基づき認定された管理当局と検査機関の認定は、改正規則適用日から最大で 3 年で失効する。
—	—	第 58 条	規則(EC) No 834/2007 第 33 条(2)に基づき提出される第三国からの申請に関する移行措置
—	—	第 59 条	管理当局と検査機関の認定に関する移行措置 管理当局と検査機関の適切な時期の認定に向け、管理当局と検査機関の認定に関する第 46 条については、改正規則の（適用日ではなく）発行日から適用される。
—	—	第 60 条	規則(EC) No 834/2007 に従い生産される有機農産物の在庫に関する移行措置 改正規則の適用日までに、従前の規制に従い生産さ

			れた農産物は、在庫が終了するまで市場に投入することができる。
第 41 条	理事会への報告	—	—
第 42 条	発効と適用	第 61 条	発効と適用 本規則は、EU 官報で公示された日から 3 日目に発効し、2021 年 1 月 1 日から適用される。
—	—	ANNEX I	第 2 条(1)に言及される他の農産物 塩、精油、コルク栓等が追加されている。
—	(規則(EC) No 889/2008 に一部記載有)	ANNEX II	詳細な生産規則 第 3 章(第 9～29 条)関連の詳細な生産規則を規定。新規の規定(例:ワイン)もあるが、多くは規則(EC) No 889/2008 をベースに一部修正・加筆されている。
—	(規則(EC) No 889/2008 に一部記載有)	ANNEXIII	生産物の収集・梱包・輸送・保管規則(EC) No 889/2008 をベースに一部修正・加筆されている。
ANNEX	第 23 条で言及される用語	ANNEXIV	第 30 条で言及される用語
—	(規則(EC) No 889/2008 に一部記載有)	ANNEX V	EU の有機生産ロゴとコード番号
—	(規則(EC) No 889/2008 に一部記載有)	ANNEXVI	証明書雛形

欧州における有機食品規制調査

2018年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載